

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

宇 多 津 町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 本町農業の現状とその方向	1
2 本町の農業構造	1
3 効率的かつ安定的な農業経営	1
4 新たな農業経営を営もうとする青年等が目指す農業経営	1
5 地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成	2
6 経営診断の実施、先進的技術の導入等重点的な指導・研鑽	3
7 地域計画の策定	3
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農類型ごとの、効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	7
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るための 体制の整備その他支援の実施に関する事項	9
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	9
2 市町村が主体的に行う取組	10
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	10
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	11
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	11
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1 地域計画推進事業に関する事項	13
2 利用権設定等促進事業に関する事項	13
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	18
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の促進に関する事項	21
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の 養成及び確保の促進に関する事項	21
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
第6 その他	23
別紙1 (第5の1の(1)⑥関係)	25
別紙2 (第5の1の(2)関係)	26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町は瀬戸内海に面し、讃岐平野のほぼ中央に位置し、温暖小雨の瀬戸内式気候の恵まれた自然条件のなかで、その立地条件を生かして稲作を主体とする農業生産を展開してきた。

今後は、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等において、その役割分担を図りつつ、農業発展を目指す。

2 本町の農業構造については、高松市から西へ20km、坂出市と丸亀市に挟まれ、番の州工業地帯の立地、宇多津塩田土地区画整備を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、一部遊休地化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な、農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね410万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 本町の令和4年度の新規就農者は0人であり、農業者数の減少に歯止めができず将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

係る状況を踏まえ、本町は青年等に農業を職業として選択してもらえよう、将来（経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

国が掲げる、就農し定着する40歳代以下の農業者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標や香川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標年間150人程度を踏まえ、本町においては、基本構想期間中に1人以上青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を育成する。

新たに農業経営を営もうとする青年等が経営開始から5年後に達成すべき主たる従事者1人あたり年間総労働時間及び年間農業所得は、本町及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する、150日以上、1,200時間以上の水準を達成しつつ、農業で生計が成

り立つ所得として、3に掲げる効率的かつ安定的な農業経営の目標の概ね6割程度とする。

- 5 本町は、将来の本町農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支模する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、香川県農業協同組合、本町農業委員会、中讃農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、坂出・宇多津地域農業再生協議会等を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の坂出・宇多津地域農業再生協議会等が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条第1項に規定する計画、以下同じ）及び青年等就農計画（法第14条の4第1項に規定する計画、以下同じ）の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、土地利用調整を全町的に集団化・遠祖化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地売買等事業（法第7条に規定する公益財団法人香川県農地機構が行う特例事業（以下「特例事業」という。））及び農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、以下「農地中間管理事業法」という。）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体組織に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集団的な経営展開を助長するため、中讃農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものである

と同時に、農地所有適格法人等の団体経営体への経営発展母体として重要な位置づけを特っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、加工製品の製造、販売により経営の多角化を促進し、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 6 本町は、坂出・宇多津地域農業再生協議会等において、認定農業者、新規認定就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等の中讃農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

また、水稻単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、坂出・宇多津地域農業再生協議会の下に、市場関係者や県園芸作目担当者等の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

さらに、認定農業者及び認定新規就農者に対しては、自然災害のリスクに備えた事業継続計画の策定を促す。

- 7 令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正によって、「人・農地プラン」は「地域計画」として法定化され、農業を担う者ごとに利用する農地を集約することに重点を置き、具体的にいつ、だれが、どの農地をどのように担うのかを地域の協議の場を通して議論を求め、目標地図（10年後に目指すべき農地利用の姿）の素案を作成し、農業者等の意向把握を進めることを目標に令和7年3月末までに策定する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個人経営体]

No.	経営類型	経営規模 (ha)	経営概要 (ha)	労働力	農業所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
1	水稲+麦	12.0	水稲(早生) 2.0 水稲(中生) 8.0 麦(小麦) 8.0 麦(はだか麦) 6.0	基幹1名 補助1名	525	1,888 (2,497)	【水稲】 ●早生品種「コシヒカリ」 中生品種「おいでまい」 ●自家育苗、自家乾燥 ●一発処理型除草剤 ●肥効調節型肥料(全量基肥方式) 【麦】 ●小麦品種「さぬきの夢2009」 ●はだか麦「イチバンボシ」 ●低PK肥料 ●経営所得安定対策の交付金を含む
2	水稲+麦+ 作業受委託	2.5	水稲(中生) 2.5 麦(小麦) 2.5 作業受託 耕起・代かき・ 田植え 12.0 収穫・乾燥・ 調製 12.0	基幹1名 補助1名	397	1,751 (1,887)	【水稲】 ●中生「ヒノヒカリ」 ●その他は同上 【麦】 ●同上 【作業受委託】 ●耕起・乾燥・田植えの受託料は30千円/10a ●収穫・乾燥・調整の受託料は38千円/10a
3	水稲+葉ネギ+レタス	3.0	水稲(早生) 1.5 水稲(中生) 1.0 葉ネギ 0.4 レタス(年内どり) 1.0 レタス(年明どり) 1.3 レタス(春どり) 0.7	基幹1名 補助1名	660	4,004 (6,836)	【水稲】 ●購入苗、疎植栽培 ●乾燥は共同利用施設 ●中生「ヒノヒカリ」 ●その他はNo.1に同じ 【葉ネギ】 ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●年内～春の継続出荷 ●前作のうね、トンネルを活用した春どり

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	労働 力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前 提 条 件
4	水稲+アスパラガス+ブロッコリー	2.2 (施設面積0.2)	水稲(早生) 1.0 水稲(中生) 1.0 アスパラガス(施設)0.2 ブロッコリー 1.2	基幹1名 補助1名	414	3,017 (3,217)	【水稲】 ●No.3に同じ ●その他はNo.1に同じ 【アスパラガス】 ●品種「さぬきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内～年明どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調整支援利用
5	水稲+レタス+ニンニク	3.0	水稲(早生) 1.5 水稲(中生) 1.0 ニンニク 0.2 レタス(年内どり) 1.0 レタス(年明どり) 1.3 レタス(春どり) 0.7	基幹1名 補助1名	676	3,514 (6,207)	【水稲】 ●No.3に同じ 【ニンニク】 ●乾燥共同施設 【レタス】 ●No.3に同じ
6	施設イチゴ	0.3	イチゴ(養液) 0.3	基幹1名 補助1名	644	3,756 (6,408)	●県オリジナル品種「さぬき姫」 ●香川型高施設施設栽培「らくちん」システム
7	みかん+中晩柑+びわ	2.3	露地みかん 「ゆら早生」0.5 露地みかん 「小原紅早生」1.0 露地みかん 「青島温州」0.5 露地中晩柑 「不知火」0.2 びわ 「茂木」・「田中」0.1	基幹1名 補助1名	427	2,858 (5,216)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ灌水同時施肥栽培 ●「青島温州」隔年交互結実 【露地中晩柑】 ●「不知火」 【びわ】 ●「茂木」5a、「田中」5a
8	施設みかん+施設中晩柑	0.6 (施設面積0.6)	施設みかん 「小原紅早生」0.2 施設中晩柑 「不知火」0.2 「せとか」0.2	基幹1名 補助2名	469	1,918 (2,302)	【施設みかん】 ●11月下旬加温による7月出荷体系 【施設中晩柑】 ●省加温栽培、ドリップ灌水同時施肥栽培

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	労働 力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
9	露地もも	1.5	露地もも「白川白鳳」 0.5 〃 「あかつき」 0.5 〃 「なつおとめ」 0.5	基幹1 名 補助1 名	478	2,236 (5,070)	●早生：日川白鳳、中生：あかつき、中生：なつおとめ
10	輪ギク	0.3	秋ギク「神馬2号」 0.6 夏秋ギク 「精の一世」 0.3	基幹1 名 補助1 名	461	3,026 (3,484)	●直挿し栽培、無摘心栽培、土耕栽培 ●購入穂の活用による品質改善と育苗作業の効率化 ●四段サーモ変温管理 ●低温期における低温開花性品種「神馬2号」を利用 ●持込み共撰
11	カーネーション	0.3 (施設 面積 0.3)	カーネーション 0.3 スタンダード:60% スプレー :40%	基幹1 名 補助1 名	886	3,409 (5,880)	●ベンチ栽培、養液土耕栽培、反射マルチ栽培 ●全量購入苗 ●変則4株植え ●天敵、黄色蛍光灯活用 ●二重被覆、循環扇、変温管理

[団体経営体]

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	労働 力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
12	水稲+作業受託 【稲作】	1.5	水稲(中生) 1.5 作業受託 耕起・代かき・田植え 15.0 収穫・乾燥・調製 15.0	補助5名	449	1,876	【水稲】 ●早生「コシヒカリ」 中生「おいでまい」 ●自家育苗、自家乾燥 ●一発処理型除草剤 ●肥効調節型肥料(全量基肥方式) 【作業受託】 ●耕起・代かき・田植えの受託料は30千円/10a ●収穫・乾燥・調製の受託料は38千円/10a

13	水 稻 + 麦 + プ ロ ッ コ リ ー	12.0	水 稻 (早 生) 2.0 水 稻 (中 生) 8.0 麦 (小 麦) 7.0 ブ ロ ッ コ リ ー 1.1		692	3,364 補助9名 (3,364)	【水稲】 ●No.12に同じ 【麦】 ●No.12に同じ 【ブロッコリー】 ●年内～年明どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調整支援利用
----	--------------------------------	------	--	--	-----	--------------------------	---

注1) 集落営農の経営費には雇用費を含めておらず、農業所得欄は、利益配当前の所得を示している。

注2) 団体経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。

注3) 経営所得安定対策の補助金を所得として計上（全類型共通）

注4) 集落営農の補助従事者は、50日/年・人とした。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している経営事例を踏まえ、本町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

〔個人経営体〕

（農業経営の指標の例）

No	経営類型	経営規模	初期的資本整備額	経営内労働力	農業所得(万円)	1経営体当たり労働時間(全労働時間)	生産方式
1	水 稻 + 麦 + 作 業 受 託	[作付面積等] 水 稻 (中 生) 300a 麦 (小 麦) 300a 作業受託 耕起・代かき・田植 500a 収穫・乾燥・調製 500a [経営面積] 300a	27,952 千円	基幹1名 補助1名	209	1,226 (1,245)	【水稲】 ●品種：ヒノヒカリ、普通期移植栽培、6月下旬移植。 ●自家育苗、自家乾燥 【麦】 ●品種：さめきの夢2009
2	水 稻 + 葉 ネギ + レ タス	[作付面積等] 水 稻 (早 期) 110a 葉ネギ 30a レタス(年内どり) 40a レタス(年明どり) 50a レタス(春どり) 30a [経営面積] 150a	13,388 千円	基幹1名 補助1名	258	3,114 (3,159)	【水稲】 ●品種：コヒカリ ●購入苗、疎植栽培 ●乾燥は共同利用施設 【葉ネギ】 ●6月～10月どり ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月～5月どり

No	経営類型	経営規模	初期的資本整備額	経営内労働力	農業所得(万円)	1経営体当たり労働時間(全労働時間)	生産方式
							●前作のうね、トンネルを活用した春どり
3	水稲 + オクラ + レタス	[作付面積等] 水稲(早期) 100a オクラ 10a レタス(年内どり) 40a レタス(年明どり) 50a レタス(春どり) 30a [経営面積] 150a	12,855 千円	基幹1名 補助1名	257	3,494 (3,835)	【水稲】 ●品種: コヒカリ ●購入苗、疎植栽培 ●乾燥は共同利用施設 【オクラ】 ●トンネル、露地栽培 ●品種「アーリーファイブ」 ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月～5月どり ●前作のうね、トンネルを活用した春どり
4	水稲 + アスパラガス + ブロccoli	[作付面積等] 水稲(早期) 100a アスパラガス 10a ブロッコリー 130a [経営面積] 170a (うち施設面積10a)	19,803 千円	基幹1名 補助1名	257	2,285 (2,387)	【水稲】 ●品種: コシヒカリ ●購入苗、疎植栽培 ●乾燥は共同利用施設 【アスパラガス】 ●品種「さぬきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内～春どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調整支援利用
5	イチゴ	[作付面積等] 施設イチゴ(養液) 20a [経営面積] 20a (うち施設面積20a)	35,186 千円	基幹1名 補助1名	315	3,524 (4,835)	●新品種「さぬき姫」 ●香川型高施設栽培「らくちん」システム
6	露地みかん + 施設中晩柑 + キウイフルーツ	[作付面積等] 露地みかん「小原紅早生」 30a 露地みかん「青島温州」 20a 施設中晩柑 10a キウイフルーツ「さぬきゴールド」 20a [経営面積] 80a (うち施設面積20a)	21,597 千円	基幹1名 補助1名	255	1,838 (1,994)	【露地みかん】 ●早生: 「小原紅早生」マルチドリップ灌水同時施肥栽培、11月中旬から収穫 ●普通: 「青島温州」(隔年交互結実) 【施設中晩柑】 ●「不知火」ドリップ灌水同時施肥栽培 【キウイフルーツ】「さぬきゴール

No	経営類型	経営規模	初期的資本整備額	経営内労働力	農業所得(万円)	1経営体当たり労働時間(全労働時間)	生産方式
							ド] 一文字整枝、溶液受粉
7	露地もも	[作付面積等] 早生「日川白鳳」 40a 中生「あかつき」 30a 晩生「なつおとめ」 20a [経営面積] 樹園地 90a	17,191 千円	基幹1名 補助1名	204	1,996 (3,042)	
8	輪ギク	[作付面積等] 秋ギク「神馬2号」 40a 夏秋ギク「精の一世」 20a [経営面積] 20a (うち施設面積20a)	27,249 千円	基幹1名 補助1名	214	2,250 (2,321)	●直挿し栽培、無摘心栽培、土耕栽培 ●購入穂の活用による品質改善と育苗作業の効率化 ●四段サーモ変温管理 ●低温期における低温開花性品種「神馬2号」を利用 ●持込み共撰
9	カーネーション	[作付面積等] カーネーション 15a [経営面積] 15a (うち施設面積15a)	26,093 千円	基幹1名 補助1名	359	2,847 (2,940)	●冬春切り1年栽培 ●ベンチ栽培、養液土耕栽培、反射マルチ栽培 ●全量購入苗 ●変則4株植え ●天敵、黄色蛍光灯活用 ●二重被覆、循環扇、変温管理

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・ 本町の特産品である古代米などの農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県新規就農・農業経営相談センター、中讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- ・ また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・ 加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに

農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2. 町が主体的に行う取組

- ・本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、中讃農業改良普及センターや香川県農業協同組合、坂出・宇多津地域農業再生協議会担い手部会など関係機関と連携して、就農希望者の受け入れについて、連携体制を構築し、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等のあっせん、資金調達のサポートを行う。
- ・また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- ・本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。
- ・このほか、農業委員会と連携して、農業支援グループを含めた農業支援サービス事業体の活用に関し、地域のサービス事業体に関する情報の収集及びサービス事業体による農作業の受委託の促進に努める。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

- ・本町は、県、町農業委員会、香川県農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の情報提供、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
- ① 県農業会議、公益財団法人香川県農地機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- ③ 香川県農業協同組合は、就農希望者の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械等の確保相談や農業支援サービス事業体の活用相談など必要なサポートを行う。
- ④ 株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスをを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ・ 本町は、坂出・宇多津地域農業再生協議会及び香川県農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び県新規就農・農業経営相談センターへ情報提供する。
- ・ 農業を担う者の確保のため、香川県農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び県新規就農・農業経営相談センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県新規就農・農業経営相談センター、公益財団法人香川県農地機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
概ね 10.0%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個人経営体、団体経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

- 効率かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

本町は、農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家が多数を占めている状況の中、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営農地を効率的に利用し得るよう経営農地の面的集積の割合を少しでも推進するよう努める。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、坂出・宇多津地域農業再生協議会等を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展

開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の中で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

(1) 農用地の利用改善については、本町の農地の大半は平坦部に位置し、兼業農家による水稻・麦作が中心となっているが、農業を主体とする規模拡大志向農業者も一部存在している。しかしながら、ほ場区画の不整形、用排水路網の不整備による作業効率の悪さが地区内の経営上の大きな課題となっている。また、各農家で行われている水稻作についても、米価の低迷、兼業の深化から農地の引き受け希望が増加しているものの、地区内担い手の引受余地は必ずしも多くはない状況である。

このため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、本町農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

(2) 本町では農業の担い手は僅かであるため、営農は個々の農家による農業機械保有という状況とも相まって、高コスト体質となっており、作付けの集団化、農作業の共同化が急務となっている。

このため、本町は、農用地利用改善団体の設立を支援することとし、農業委員会及び中讃農業改良普及センターとの連携の上、農用地利用改善団体に至るまで、濃密な助言活動を実施し、設立がなされた後は、農用地利用改善団体に対して、作付けの集団化とともに特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、香川県が策定した「農業経営基盤強化基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①地域計画推進事業に関する事項
- ②利用権設定等促進事業に関する事項
- ③農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ④農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業促進に関する事項
- ⑥その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

地域計画推進事業については、本町が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、県農地機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

また、関係機関・関係団体と連携のうえ、地域計画の作成の進捗管理を行うほか、新規就農者の情報提供など県新規就農・農業経営相談センターの機能を十分発揮するとともに、中讃農業改良普及センターが協議の場に積極的に参加することにより、本町における地域計画の作成を促進する。

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定し、開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、町農業委員、香川県農業協同組合、公益財団法人香川県農地機構の農地集積専門員、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を地域整備課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、水利組合・ため池係など地域の実情に応じて話し合い活動が促進される範囲を基に、優良農地が含まれるよう設定することとし、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。町は、地域計画の策定に当たって、県・町農業委員会・公益財団法人香川県農地機構・香川県農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作の事業を行う個人（旧基盤法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適切な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備え

ること。

(ア) 耕作の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、特例事業を行う公益財団法人香川県農地機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは公益財団法人香川県農地機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が、賃借権又は使用貸借権による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権

の策定等を行うための利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ相当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び公益財団法人香川県農地機構を除く。）から開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、法第6条の規定による基本構想の承認後、必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定

等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式による農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②の規定による農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に規定する者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容、(土地の利用目的を営む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴う付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

- ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地についての利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得られていれば足りる。
- (9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。
- (10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。
- (12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方的又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。
- (13) 農用地利用集積計画の取消し等
 - ① 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農用地

の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消す。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を公告する。

④ ③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 本町農業委員会は、②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。

また、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人香川県農地機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむをえないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業を営む法人を除き、農業を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤

強化促進法施行令（昭和55年政令第219号、以下「政令」という。）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本町は、②の規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規定は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導に努める。
- ② 本町は(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、中讃農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、公益財

団法人香川県農地機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託あっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 条件整備の方針

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

(2) 青年の新規就農に向けた増加対策

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携

のもと、次の取組を重点的に推進する。

①新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受け入れ環境の整備

公益財団法人香川県農地機構や中讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合などと連携しながら、就農相談を行い、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって、香川県立農業大学校や中讃農業改良普及センター、地域の農業委員、香川県農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期、内容など就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導を行うほか、必要に応じて面接を行うなど、青年等の営農状況を把握し、効率的かつ適切な支援が行える環境を整える。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成。見直しのお話合いを通じ、地域農業の担い手として青年等を育成する体制を強化する。また、商工会とも連携して、農畜産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営管理能力の向上に向けた支援

中讃農業改良普及センター及び坂出・宇多津地域農業再生協議会等の指導による簿記記帳指導講習会、有識者による各種セミナーへの参加を促し、経営に関するノウハウの蓄積を支援する。

エ 青年等就農計画作成の支援及び農業経営改善計画作成への誘導

青年等が、就農する際は、就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ本構想に基づく青年等就農計画の作成を支援し、青年就農給付金や青年等就農資金等国の支援策や、県、本町の新規就農関連事業を効果的に活用した育成、定着を図る。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

③関係機関等の役割分担

就農相談への対応、技術や知識、経営管理能力等の習得、農地の集積、就農前後での営農指導等フォローアップ、販路確保や人脈づくりなど、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域農業の担い手として育成・定着するため、本町は、認定農業者や農業士など地域の先達農業者や生産者組織はもとより、本町農業委員会、中讃農業改良普及センター、香川県農業大学校、香川県農業協同組合、公益財団法人香川県農地機構などと連携を強化し、各種取組を効果的に推進する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化を促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本町は、地域計画に基づく積極的な取組によって、水稻作、転作を通じる望ましい経営の育成を図ることとし、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、巡視化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本町は、豊かで住みよい農村社会を形成するため、定住条件の整備を図り農業の担い手確保に努める。

オ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、本町農業委員会、中讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4に掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

本町農業委員会、香川県農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、坂出・宇多津地域農業再生協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成22年 6月 1日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年 9月22日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成28年12月23日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和 5年 9月29日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条の第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧基盤法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農薬用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な上地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は、利用目的に応じて適切と認められる期間とする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の存続期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)され</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1・2の規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のものとして定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の現場は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良によ</p>

<p>る利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する場合は、相手方の同意を得るものとする。</p>	<p>改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>る増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	---	--	---

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権限に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用他の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地近傍の用途類以する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合において1の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。